

付 1 平成 8 年社会生活基本調査の概要

1. 調査のねらい

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動（「スポーツ」、「学習・研究」、「社会的活動」、「趣味・娯楽」、「旅行・行楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものである。この調査は、昭和 51 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施され、今回の調査は 5 回目に当たる。

2. 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（第 114 号）で、「社会生活基本調査規則」（昭和 56 年総理府令第 38 号）に基づいて実施した。

3. 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成 7 年国勢調査調査区のうち、総務庁長官の指定する約 6,600 調査区において調査を行った。

（三重県 128 調査区）

(2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約 9 万 9 千世帯に居住する 10 歳以上の世帯員約 27 万人を対象とした。（三重県 1,820 世帯、10 歳以上世帯員 5,293 人）

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

- 外国の外交団、領事団及び軍隊の構成員（家族、随員及び随員の家族を含む）
- 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者
- 社会福祉施設の入所者
- 病院、診療所等の入院患者
- 水上に住居を有する

4. 調査の時期

調査は、平成 8 年 10 月 1 日現在で行った。

ただし、生活時間については、9 月 28 日から 10 月 6 日までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定した連続する 2 日間について調査した。

5. 調査の事項

次の事項について調査しました。

(1) 10 歳以上の世帯員に関する事項

氏名及び男女の別
世帯主との続き柄
出生の年月
配偶者の有無
教育
ふだんの介護・看護の状況
スポーツ活動の状況
学習・研究活動の状況
趣味・娯楽活動の状況
社会的活動の状況
旅行・行楽の状況
1日の生活時間配分の状況及び天候

(2) 15歳以上の世帯員に関する事項

ふだんの就業状態
従業上の地位及び雇用形態
仕事の種類
勤め先・業主などの企業全体の従業者数
ふだんの1週間の就業時間
ふだんの片道の通勤時間
週休制度
連続した休暇の取得の有無・時期

(3) 65歳以上の世帯員に関する事項

子どもの住んでいる場所

(4) 世帯に関する事項

住居の種類
居住室数
自家用車の有無
年間収入
不在者の有無
10歳未満の世帯員の氏名，世帯主との続き柄，年齢及び在学・在園の状況
単身赴任，出稼ぎ等の別（一人の世帯のみ）